

令和4年度事業計画

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 事業方針

鹿児島島のシンボルである桜島を眼前に望む鹿児島港において、清潔で快適な港湾環境が維持できるよう港湾区域及びその周辺水域並びに陸域の清掃を実施することにより、船舶航行の安全確保や環境整備に寄与できるよう努める。

また、美しい海や港を次の世代に引き継ぐために、関係機関と連携して、港湾環境悪化の一因となっているプラスチック類や粗大ごみ等の不法投棄防止を、市民・県民等に呼びかけ、啓蒙に努める。

2 事業計画

(1) 海面清掃

本港区、新港区、鴨池港区、中央港区、谷山一区、谷山二区及び浜平川港区の港湾区域及びその周辺水域において実施する。

特に以下の漂流物の回収除去については、例年、船舶を運航する企業等からの要請も多いことから、可能な限り速やかに行う。

- ① 豪雨や台風後の漂流物
- ② 船舶の航行の支障となる流木などの漂流物

(2) 陸域清掃

本港区、新港区、鴨池港区、中央港区、谷山一区、谷山二区及び浜平川港区の各港周辺陸域にある野積場等港湾用地及び臨港道路において実施する。

(3) 港湾施設環境美化

港湾管理者から使用許可を受けた錦江護岸敷を駐車場として管理・運営し、護岸敷及び隣接する臨港道路等の環境美化に努める。

(4) 啓蒙宣伝

港湾環境美化に市民・県民等の理解と協力が得られるよう、以下の手法により当会の活動を周知するとともに、海洋汚染防止やゴミの不法投棄防止等を呼びかける。

- ① ホームページ及びフェイスブックによる情報発信
- ② 清掃船への横断幕(「ただ今港をお掃除中」)の掲示及び清掃車車体への標語(「港をきれいにしましょう」)の表示
- ③ イベントやメディアを通じた情報発信
- ④ 啓発看板等の設置